

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市三条町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年3月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	中川 好親	丸亀市三条町386番地1	平成19年12月20日
〃	横川 重行	〃 〃 145番地	〃
〃	平川 清司	〃 〃 348番地1	〃
〃	宮前 國男	〃 〃 788番地1	〃
〃	杉尾 眞澄	〃 〃 1406番地1	〃
〃	松原 基義	〃 〃 1616番地2	〃
〃	横北 隆	〃 〃 1486番地	〃
〃	平山 英徳	〃 〃 484番地	〃
監事	高尾 寛	〃 〃 521番地1	〃
〃	徳田 哲男	〃 〃 1332番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	中川 好親	丸亀市三条町386番地1	平成19年12月21日
〃	横川 重行	〃 〃 145番地	〃
〃	山崎 卓	〃 〃 398番地2	〃
〃	宮前 國男	〃 〃 788番地1	〃
〃	杉尾 眞澄	〃 〃 1406番地1	〃
〃	松原 基義	〃 〃 1616番地2	〃
〃	横北 隆	〃 〃 1486番地	〃
〃	平山 英徳	〃 〃 484番地	〃
監事	高尾 寛	〃 〃 521番地1	〃
〃	徳田 哲男	〃 〃 1332番地1	〃